

環境委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

(1) 川崎港コンテナターミナルの指定管理者制度の拡充 について

資料 川崎港コンテナターミナルの指定管理者制度の拡充

参考資料 川崎港コンテナターミナルの概要及び港湾運営会社について

港 湾 局

(平成29年7月25日)

川崎港コンテナターミナルの指定管理者制度の拡充

川崎港コンテナターミナルの運営について、段階的な民営化を図るため、港湾運営会社を活用した指定管理者制度を導入しました。平成28年度に10万TEU超の取扱量を達成する一方で、コンテナ物流を取り巻く環境変化に迅速に対応するため、指定管理者が自立的なターミナル経営を行うことができるよう、利用料金納付金制の導入や指定管理の対象となる公の施設の範囲拡大等に取り組むこととしました。

1 ターミナル運営状況

(1) 現在の指定管理の概要

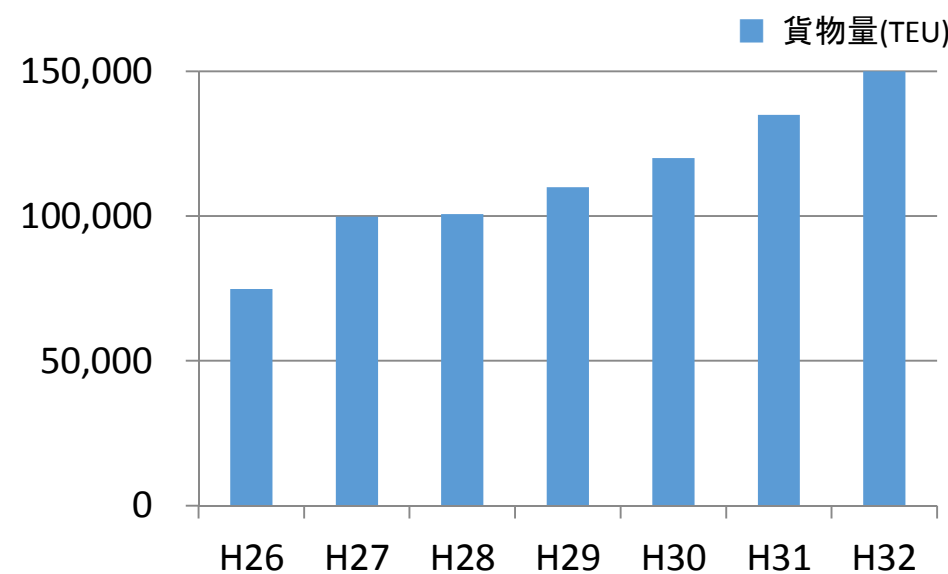
指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日(5年間)	
指定管理者	横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体	
業務内容	①施設の利用許可等に関する業務 ②施設の保守管理・軽易工事に関する業務 ③その他管理業務	川崎臨港倉庫埠頭(臨港倉庫)
	④ポートセールス ⑤その他集貨策	横浜川崎国際港湾(YKIP)
指定管理料	64,670千円(税込み。5年間平均額)	

(2) 指定管理者の収支状況

(単位:円)

年度	H26	H27	H28	備考
指定管理料収入	59,078,000	59,203,440	64,022,000	*H28年度以降、利益分は臨倉とYKIPが共同事業体の出資割合に応じて配分する。
経費支出	55,405,080	58,280,040	63,880,000	
収支	3,672,920	923,400	142,000	

2 コンテナ取り扱い貨物量の実績及び推計



年度	貨物量(TEU)
H26	74,819
H27	99,827
H28	100,674
H29	110,000
H30	120,000
H31	135,000
H32	150,000

※H28実績は速報値。

3 利用料金納付金制の導入(なぜ今導入するのか)

考え方

平成28年度に年間取扱量10万TEU超達成により、安定的な経営が見込めるようになり、指定管理者の自立的な経営努力を発揮しやすい利用料金制の導入が可能となった。

《チャンス》H32年東京オリンピックに向けて貨物取扱量拡大の好機

・東京港のターミナル、周辺道路の混雑により川崎港航路拡大の商機

・川崎港の利用しやすさを理解してもらい、定着してもらう取組みが必要。

《環境変化》コンテナ船会社経営統合、アライアンス再編

・H28年邦船三社コンテナ部門統合発表。H30年4月から業務開始
・H29年以降、世界が4大から3大アライアンスへ再編

・コンテナ船の大型化や寄港地の集約化が進む中、航路維持のため、より積極的なポートセールスの必要が生じる。

《港湾運営会社体制強化》YKIPに民間船会社出身の社長が就任したのに加え、H29年からは営業部長などポートセールスに精通した人員が配置

・ポートセールスのノウハウを活かし、川崎港のポートセールスにつなげる体制を構築するため、指定管理業務に正式に位置付ける必要が生じる。

平成28年度末に川崎港戦略港湾推進協議会において、新たな目標として平成32年度15万TEU達成を決定

貨物が増加する中で、航路の維持と更なる集貨のチャンスを活かすため、ターミナルの運営手法・業務範囲を**早急**に見直す必要がある。

取り組みの方向性

★環境変化と商機に迅速に対応しながら、体制の強化を図り目標達成するため、現行の指定管理に利用料金制を導入することにより、港湾管理者である市とYKIP、臨港倉庫とが車の両輪のようにポートセールスに取り組む。

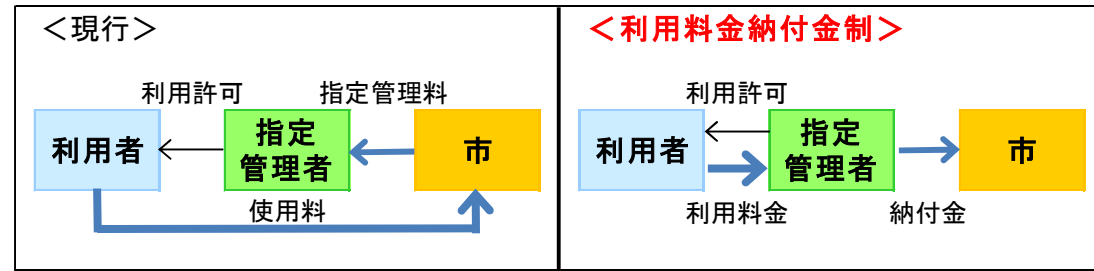
※利用料金制とは、公の施設の利用料金が、直接指定管理者の収入となる仕組みであり、民間のノウハウや創意工夫を発揮させるインセンティブとして、また、事務の効率化を図る制度です。

※アライアンスとは、複数の船会社が共同でコンテナ船の運航等を行う協定・同盟のことをいいます。

4 納付金の算定

(1) 利用料金納付金制の形態

指定管理経費支出と利用料金収入を比較すると利用料金の方が多いため、収入の一定割合を市に納付する制度を採用



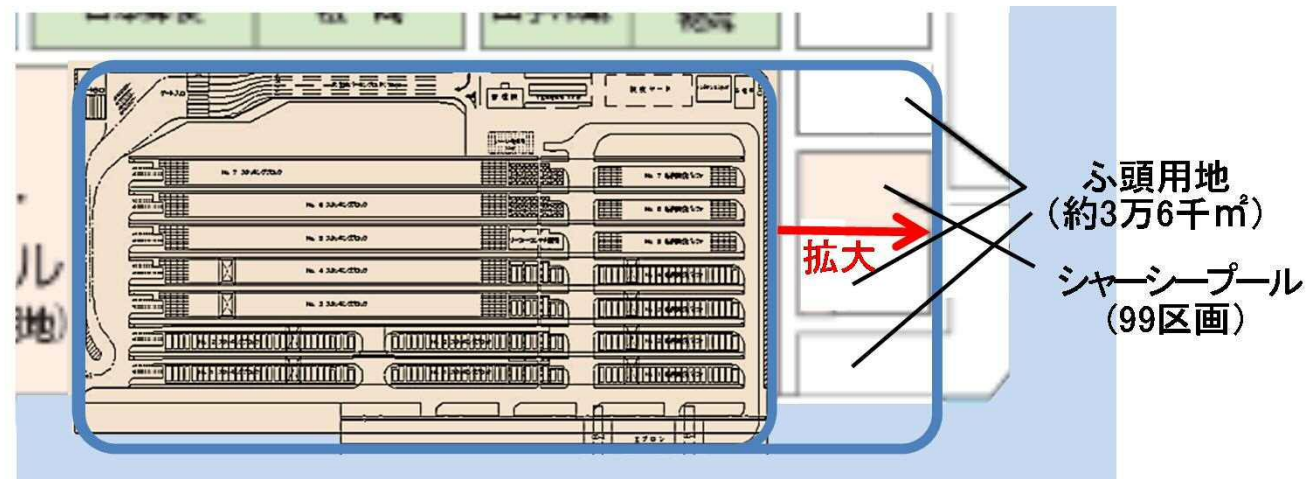
(2) 算定方式の考え方

本市の歳入確保、指定管理者のリスク軽減及び適正な利益の確保等を踏まえた方式とする。増収分は指定管理者の経営努力と市の施設整備の効果を比較検討し、適正な配分とする。

5 指定管理対象範囲の拡大

平成26年11月の港湾計画の改訂による「特定埠頭群の効率化に資する取組を行う範囲(青囲み)」の変更にあわせ、一体的な管理運営により利用者の利便性向上を図るため、業務範囲を拡大する。

シャーシープール	直営。現在は、事業者を利用許可。
ふ頭用地	KCAシャーシープール、港湾貨物(中古車)置場



※シャーシーとは、海上コンテナを陸上輸送するトレーラーの台車のことをいう。シャーシープールとは、シャーシーの駐車場のことをいいます。

6 指定管理業務範囲の拡大等

YKIPとの連携強化により、船会社営業のノウハウを蓄積し、現在のポートセールスの幅を広げ、さらに集貨できる人材を配置することで、民間活力を発揮した営業を展開するため、指定管理業務に、ポートセールスを行う業務を位置づける。併せて、市から一部業務を移管する。

(1) 新規業務

ポートセールス業務	コンテナ貨物の集貨に向けた営業活動
-----------	-------------------

(2) 市から移管する業務(主なもの)

利用料金の收受	請求書発行、入金確認、督促
電気料金の支払い	市が支出している電気料金を指定管理者へ移管
軽易工事(予算増)	市が行っている補修工事を指定管理者に一本化

7 市の行財政運営への影響・効果

○コンテナ取扱量の増加による市の歳入増

指定管理業務としてのポートセールス人件費等により、一時的に市の収入減となるが、ポートセールスの成果により平成32年度に15万TEUを達成した場合、平成28年度収支と比較し、平成32年度(利用料金納付金制)は、収入増となる見込み

○ポートセールスに関わる人材配置と人件費抑制

市と民間が両輪となる組織体制の構築により、中長期的な視点に立って、市側の人員増を抑制し、民間側に人材配置することにより効果的な組織体制を確立。

8 スケジュール等

H29						H30				
6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4~
★民間活用調整委員会										新たな運営体制へ
★指定管理者選定評価委員会(H28報告)						★指定管理者選定評価委員会 指定管理指定議決★				
★パブリックコメント(条例改正)						★港湾施設条例改正議決				
★常任委員会所管事務報告(環境委員会)						★基本協定書締結★ ★年度協定書締結★				
納付金算定方法、ポートセールス強化策等検討						指定管理者による事業計画等検討				

川崎港コンテナターミナルの概要及び港湾運営会社について

I 川崎港コンテナターミナルの概要

1 位置

東扇島に位置する川崎港コンテナターミナルは、高速湾岸線や横羽線、アクアラインなどの高速道路網及び主要幹線道路により、アクセスに便利な場所に立地しております。



2 施設の概要

川崎港コンテナターミナルは川崎市港湾局が管理する海上コンテナ輸送のための公共埠頭として平成8年4月に供用を開始しました。コンテナターミナルは、岸壁、ガントリークレーン、コンテナヤード、トランスファークレーン、管理棟などで構成されています。

岸壁については、現在、バース延長700メートルのうち431メートルが整備されており、水深は-14メートルで、5万トンクラスの船舶に対応することができます。また、全長200メートルクラスの船であれば、2隻同時に接岸し、荷役することも可能です。



■ 施設概要一覧

所在地	川崎市川崎区東扇島92番地
面積	245,000m ² (L=700m/W=330m)
ヤード	6,900TEU 蔵置可能
ガントリークレーン	定格荷重 40.6 t × 3 基 (17 列対応) (将来 5 基まで増設予定)
トランスファークレーン	定格荷重 40.6 t × 8 基
岸壁	水深-14m、バース延長 431m (将来 700m に延伸予定)、 エプロン幅 20m
対象船	コンテナ船 50,000DWT 級以下
ゲート数	入口 2 ブース (6 ブースまで増設可能) 出口 2 ブース (4 ブースまで増設可能)
リーファー電源	294 基
管理棟	1 棟、5 階建
バンパール (敷地内)	4,000TEU
全天候型検査場	一度に 18 本検査可能
メンテナンスショップ	1 棟 (910 m ²)
危険物仮貯蔵所	最大 240TEU 可能

II 港湾運営会社制度の概要

1 港湾運営会社制度の概要

(1) 制度の目的

国際戦略港湾（京浜港、阪神港）において、コンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社を港湾運営会社として指定することで、港湾運営会社は、行政財産の貸付けを受け、ターミナル等の料金決定権を確保した上で、荷主・船社への営業活動など港湾運営に関する業務を一元的に担うことができる制度が創設されました。

(2) 横浜川崎国際港湾株式会社の概要

国際コンテナ戦略港湾政策を一步前進させるため、京浜港においては、横浜港と川崎港が先行して統合会社を設立することとなり、平成 28 年 1 月に横浜港埠頭会社の会社分割により設立され、同年 3 月に本市及び国、民間金融機関が出資し、国から京浜港の特定港湾運営会社として指定されました。

平成 28 年 4 月 1 日からは、川崎港コンテナターミナル施設について、川崎臨港倉庫埠頭株式会社と共同事業体を組み、指定管理者として管理運営を行っております。

商号	横浜川崎国際港湾株式会社
所在地	横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 1 号クイーンズタワー A14 階
代表者	代表取締役社長 諸岡 正道
資本金等	資本金 5 億 1 千万円 資本準備金 4 億 9 千万円（合計 10 億円）
事業内容	①横浜港・川崎港コンテナターミナルの運営、整備計画の策定 ②無利子貸付金を活用した施設整備 ③国、港湾管理者、横浜港埠頭株が所有するコンテナターミナル施設のユーザーへの一体的貸付 ④貨物集貨策、ポートセールス策の企画立案、実施

(3) 川崎臨港倉庫埠頭株式会社の概要

これまで、川崎港における海貨貨物の倉庫需要に対応するため、千鳥町及び東扇島において倉庫等の建設及び運営を行ってきました。

平成 26 年 1 月に、京浜港のうち川崎港のコンテナターミナルの管理運営を行う特例港湾運営会社に指定され、国有財産である係留施設の貸付を受けるとともに、市有財産部分の指定管理者としてコンテナターミナルの管理運営を行ってきました。

平成 28 年 3 月に、横浜川崎国際港湾株式会社が、京浜港の港湾運営会社に指定されたことから、これまでのターミナルの運営ノウハウを反映させるために、同法人と共同事業体を組織しました。

商号	川崎臨港倉庫埠頭株式会社
所在地	川崎市川崎区千鳥町 7 番 1 号
代表者	代表取締役会長 瀧峠 雅介
資本金等	資本金 1 億円
事業内容	①倉庫業、倉庫、建物及び土地その他施設の賃貸業、②コンテナ施設の建設、賃貸、管理及び運営、③港湾施設の強化及び振興に寄与するための調査・研究、④港湾振興に寄与する集荷促進事業の実施 他